

中之島シティ法律事務所 事務所報

# N C L a w L e t t e r

第 2 号  
vol.2

January. 2012



|                    |   |
|--------------------|---|
| 新年を迎えて             | 2 |
| 所属弁護士 自己紹介         | 3 |
| 自転車事故に備えて          | 4 |
| 三山峻司の還暦記念パーティーについて | 6 |
| APAA 参加報告          | 7 |

# 新年を迎えて

弁護士・公認不正検査士 阪 口 誠

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は大変お世話になり、ありがとうございました。

さて、昨年のわが国経済は、ようやくリーマン・ショックから立ち直りつつある中で、3月11日に東日本大震災が起きました。多くの企業が、地震、津波、原発事故による直接的被害のほか、サプライチェーンの寸断や電力不足で大きな打撃を受け、更には米国経済の景気回復が遅れていることに加え、ユーロ圏の経済危機等により円高が収まらず、輸出産業を中心に業績の下方修正をする会社も見受けられました。

また、企業統治の観点から振り返ると大手製紙会社の元会長による100億円を超える個人的借入れや大手光学機器メーカーの経営陣による長年に亘る1,000億円を超える損失の隠ぺい等、到底信じ難い事件も起きました。上場企業としてのガバナンスが全く機能しておらず、コンプライアンス経営もどこへやらといった印象を強く持ったのは、私だけではないことでしょう。

このようなニュースの中にあって、女子ワールドカップサッカーにおいて、決して恵まれたとは言えない環境下で「なでしこジャパン」が見事優勝したのは、われわれ日本人にとって大変嬉しく、かつ勇気の与えられた快挙でした。

日本経済を取り巻く環境から、今年も明るいニュースばかりということは期待できそうにありませんが、そんな中でも、せめてひとりひとりが年初に「今年こそは………しよう」と誓った思いを1年間忘ることなく、その達成に向けて、日々努力すれば、年末に振り返ったときに充実した1年間だったと思えるのではないでしょうか。

われわれ中之島シティ法律事務所所員もひとりひとり今年の目標をもって、日々研鑽を積み重ねて参りたいと思います。

今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。





皆様、新年明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願ひ致します。

さて、早速ですが、簡単に自己紹介をさせて頂きます。私は、平成15年に大阪弁護士会に登録をし、今年で9年目になります。弊所ができる前であったので、当初は、当時の三山弁護士の事務所に勤務し始めました。

三山弁護士が特許や商標、著作権などの知的財産に関する事件をしていた関係で、知財関係の事件に多数、携わってきました。また、破産管財人や自己破産、民事再生の申立てなどの倒産関係の業務も多く取り扱っています。最近は中国などに行く機会も多く、今後は海外関係(特に中国などの東南アジア)の分野にも関わっていきたいと思っております。どの事件においても結果も重要ですが、その処理の過程についても依頼者の方の満足、納得のいく解決ができるよう心がけて、日々業務にあたっています。

また、大阪弁護士会の知的財産委員会では、主に会員向けの研修を担当する第3部会の部会長をしたり、知的財産法実務研究会では世話役をしたりしております。事務所外の弁護士と一緒に仕事をするなど普段の業務とは違う、よい刺激を受けるいい機会になっています。

休みの日は、数年前から通い始めた、スポーツジムへ行っていることが多いです。ジムではたいしたことはしていないのですが、普段、どうしても運動不足になってしまうため、これからもできる限り続けていければ、と思っています。

どうぞ今後とも宜しくお願ひ致します。

弁護士  
井上周一



交通事故を中心に損害賠償に関する事案を多く担当しております。「損害」についての理解、訴訟になった場合の立証可能性等、弁護士として求められる法的な思考の外、各種の保険に対する知識も、自分自身で理解し、自らの言葉で語り、説明できるようにしなければならないと日々研鑽しております。

中小規模の酒蔵が醸す地酒を、小さな酒販店から購入するのを楽しんでいます。店主に、私自身の好みをつたない言葉で説明し、好みにあった地酒を選んでもらっています。何度も通ううちに、自分の好みと違う地酒をすすめられることがあります。店主自身の言葉で説明を受けて納得して購入してみると、自分の好みと外れていないことが多いです。対面販売、信頼関係という古いキーワードですが、弁護士の仕事に共通していると思います。ちなみに、奈良の地酒を好んでいまして、風の森、櫛羅、初霞、大倉、斑鳩の里等が好みです。フレッシュな生酒を冷蔵庫で冷やして飲んだり、電子レンジでぬる燶にしてふくよかな旨みを楽しんだりしています。日本各地には、私が知らないおいしい地酒がたくさんあるようです。おすすめの地酒、おすすめの酒販店がありましたら、是非教えて下さい。

弁護士  
湯浅靖

# 自転車事故に備えて

弁護士 湯浅 靖



## 1. 自転車を取り巻く情勢

健康志向の高まりや公共交通機関が麻痺して帰宅困難になる事例があったこと等により、自転車に対する再評価がなされています。

スポーツサイクルを利用して通勤する人が増え、電動アシスト付自転車の普及により高齢者でも運転できるようになったこともあり、幅広い年齢層の方々が自転車を利用するようになっています。

反面、利用者の増加にともない、運転中の携帯電話使用等のマナー違反の利用者の問題や自転車がからむ事故が増加傾向にあると言われています。

自転車が関係する事故は多様化しており、被害者側に生じる損害額が高額になるケースや紛争が長期化するケースも多々あります。そのような事故のリスクに備えるための保険関連についてご説明します。



## 2. 加害者となる場合に備えて

(1)自転車による事故の場合には、自動車の場合と異なり自賠責保険のような強制保険の制度はありません。そのため、自転車による加害事故では、自賠責保険による被害者救済を行うことは出来ず、事故当事者が自ら賠償するか、事故当事者が任意に契約する保険による救済を図ることになります。任意保険である個人賠償責任保険に対する評価が高まっていますが、いくつか注意点があります。

### (2)個人賠償責任保険

自動車保険、火災保険、傷害保険等の特約として付いている場合や、クレジットカードに付帯されている場合もあります。

賠償額は、自動車保険の特約として付保されている場合には対人賠償無制限のものもありますが、クレジットカードに付帯されている場合等では保険金額が低額な場合もあります。

注意点①：火災保険等で設定されているものと思っていても調べてみると設定されていなかったケースや、事故後長期間経過して設定されていることに気がついたというケースがあります。ご自身の保険等に設定されているかどうか、確認する必要があります。新たに自動車保険の特約として設定する場合には、保険料負担なく付保することができる場合もありますので、保険会社に相談して下さい。

注意点②：保険会社による示談代行サービスが付いていない場合も多く、加害者自身で交渉して解決に当たらなければならぬ場合もあります。この場合でも、賠償金を保険会社が負担することになるため、保険会社担当者と連絡を取りつつ解決を図る必要があります。なお、示談代行サービスが付いていても、弁護士費用の負担に関する特約が設定されている場合もありますので、保険会社に確認する必要があります。

ければならない場合もあります。この場合でも、賠償金を保険会社が負担することになるため、保険会社担当者と連絡を取りつつ解決を図る必要があります。なお、示談代行サービスが付いていても、弁護士費用の負担に関する特約が設定されている場合もありますので、保険会社に確認する必要があります。

### (3)注目の保険

au損保では、「100円 自転車プラン」という保険を販売しています。月々100円という安さと携帯電話やパソコンから加入できる手軽さが売りです。その他の保険会社から自転車向けの保険(自転車保険)が新たに販売されています。コンビニエンスストアでも加入手続ができるようです。

## 3. 被害者となる場合に備えて

(1)以下では、主に、自転車乗車中に自動車と事故にあった場合を想定します。

加害者側である自動車に付保されている自賠責保険の外、任意保険契約を締結していれば、加害者側の任意保険会社から賠償させることは可能です。

しかし、加害者が任意保険契約を締結していない場合があります。また、過失割合が問題になるケースがあります。そのような場合に備え、被害者自身の保険で対応できるようにしておく必要があります。

### (2)自動車保険に付保されている保険

被害者側で契約する自動車保険の内容によっては、自動車相手の事故で損害を受けた場合、次のような保険を使用することができる場合もあり、有効な手段になり得ます。家族が契約している場合でも使用できる場合がありますので、十分に検討に値すると思います。

#### ①人身傷害保険

相手方が自動車による事故の損害について、責任の確定や過失割合の決定を待たずに補償を受けられる保険です。過失割合が問題になるケース等で、治療費の支払いが迅速になされない場合等では、被害者自身の人身傷害保険を使用することで迅速な対応が可能になります。

この保険の具体的な内容は、保険会社ごとに異なるため補償内容を確認する必要があります。また、保険金額が保険契約上の算定基準により算定されますので、損害額全額が填補されない場合もあります。

### ②無保険者傷害保険

加害者側が任意保険契約を締結していない場合には、加害者自身の資力の問題等により、法律上認められる損害額全額の賠償を受けられないケースもあります。そのような不都合を避けるために設定されている無保険者傷害保険を使用することができる場合があります。

事故直後の段階では、この保険を使用するかどうか検討することが少ないため、仮に付保されていましたとしても忘れられがちな保険です。ご自身で保険会社に相談しなければ、この保険の存在が忘れたままになっていることもありますので、確認する必要があります。

### ③弁護士費用特約

被害者側の責任がゼロで、加害者の責任が100の場合、被害者側の保険会社では示談交渉を行うことができません。示談交渉を行うのはかなりの労力が必要ですし、適切な判断を行えない場合もあります。被害者自身で弁護士に依頼しようとしても、弁護士費用が高額であったりするため、依頼することを躊躇してしまいかがちです。そこで、被害者による損害額の回収を弁護士に依頼した場合、その費用を保険で填補されるのが、弁護士費用補償特約です。

この保険についても、事故直後には忘れていることがありますので、保険会社の担当者に相談する必要があります。

### ④その他

交通事故の場合でも健康保険が使えます。被害者自身の保険を使うことになるため、心情的に納得できない方もいますが、仮に過失割合が問題になれば、治療費についても自己負担しなければならない可能性がありますので、健康保険を使用することをおすすめします。

通勤時に事故にあった場合には、労災保険を使用することができる場合があります。労災保険では被害者の過失割合と関係なく一定の補償が得られます。

普通傷害保険に加入している場合、自転車運転中の事故による傷害について補償される場合があります。この傷害保険には、自身の傷害についての補償のみでなく、相手への賠償責任についても保険料が支払われるタイプがあります。どのような保険内容になっているか、もう一度確認しておいてください。

# 三山峻司の 還暦記念パーティー について

弁護士 松田誠司



去る平成23年11月26日、ホテル阪神(大阪市福島区)において、弁護士・松村信夫先生(プログレ法律特許事務所所長)と当事務所弁護士・三山峻司の還暦を祝うパーティーが開催されました。同パーティーは、先般、両人の還暦を記念して出版された『最新知的財産判例集—未評釈判例を中心として—』(青林書院)の出版記念パーティーでもあったため、同書に論文を寄稿して頂いた学者・弁護士の先生方にご来臨頂いて、とりおこなわれました。

パーティーでは、弁護士・溝上哲也先生より三山・松村両弁護士に対し、記念論文集の献本が行われました。同書の特徴は、知的財産法分野を代表する先生方だけでなく、若手弁護士からの寄稿が多数なされている点にあります。これは、両人の強い希望によるもので、次世代を担う後進に発表の場を与えたとの意味が込められたものです。

また、ご祝辞は、両人の深く敬愛する弁護士・小野昌延先生から賜りました。小野先生からは、2人に対する祝福と、若手弁護士に対する激励のお言葉を頂きました。中国の故事を引きながら、日々研鑽を積み重ね、精進されよとの格調高い激励でしたが、私を含む若手弁護士は日常の業務に追われながらも、先を見据えて高い目標と情熱を持ち続けることの大切さを改めて実感しました。

このような盛大な会が催されたことは、皆様方のおかげによるものであり、当事務所と致しましても、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。



# APAA (アジア弁理士会 第59回理事会)

## 参加報告

弁護士・弁理士 三山 峻司



11月11日から15日まで、マニラで開催されたAPAA(Asian Patent Attorneys Association アジア弁理士会)の第59回の Council Meetingに参加しました。昨年の韓国チエジュでの大会に引き続いての参加です。常設

委員会は、模倣品対策 (Anti – Counterfeiting)・著作権・意匠・特許・商標・新しいIP (Emerging IP Rights)と、どの委員会 (Committee) も参加各国からのレポートは、興味深い刺激を受ける内容で、“Having a wide variety of interests”と感じさせてくれるものでした。私個人としては、特に、Copyright CommitteeでのACT (模倣品・海賊版拡散防止条約) をめぐるアジア各国の利害の違いが

如実に反映した発表に感じ入るものがありました。先進国も新興国も良くも悪くも多様性を有しつつも一体化して世界がなだれ込むような印象にとらわれました。

大会はマニラのマカティ市の最高の立地で開催されましたが、貧富の格差を肌で感じるシーンにも出会う機会があり、日本では感じることができない時間を過ごせたと思っております。



# 新人紹介

NEW  
FACE



弁護士  
**安  
田  
幸  
司**

はじめまして。安田幸司と申します。簡単に自己紹介をさせていただきます。

私は、中学・高校と関西学院で過ごした後、大学は慶應義塾大学総合政策学部に進学しました。そして、大学卒業後は関西学院大学ロースクールで法律を学び、司法試験合格後は1年間大阪で司法修習生としての生活を送り、このたび当事務所において弁護士としての第一歩を踏み出すこととなりました。

大学時代は「経営経済学ゼミ」において経営学及びファイナンス論の勉強をし、ロースクール時代は企業法務関係の授業を積極的に受講してきました。このようなバックグラウンドを持っていることからも、私は、会社関係法務及び金融法務に興味があります。

また、私は涉外法務にも興味があります。大学時代は英語の勉強にも取り組み、大学在学中に TOEFL (CBT) 250点、TOEIC 875点を取得しています。今後も英語の勉強に励み、涉外法務を扱える弁護士に成長したいと思っております。

以上のように、私が興味を持っている分野は多岐に渡りますが、まずは弁護士としての基礎的な能力を身に付け、依頼者の方々にとって最良の仕事を提供すべく自己研鑽に励み、依頼者の方から信頼される弁護士になれるよう精一杯仕事に取り組む所存です。今後ともご指導ご鞭撻の程、宜しくお願い申し上げます。

## 所属弁護士

|              |                  |
|--------------|------------------|
| 弁護士・弁理士 三山峻司 | 弁護士・公認不正検査士 阪口 誠 |
| 弁護士 井上周一     | 弁護士 湯浅 靖         |
| 弁護士 藤井宣行     | 弁護士 松下 聰         |
| 弁護士 安田幸司     | 弁護士 阪口 繁 (相談役)   |

## 中之島シティ法律事務所

〒530-0005

大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル9階  
TEL 06-6203-2355 FAX 06-6203-2356

<http://www.nclaw.jp>  
E-mail info@nclaw.jp

